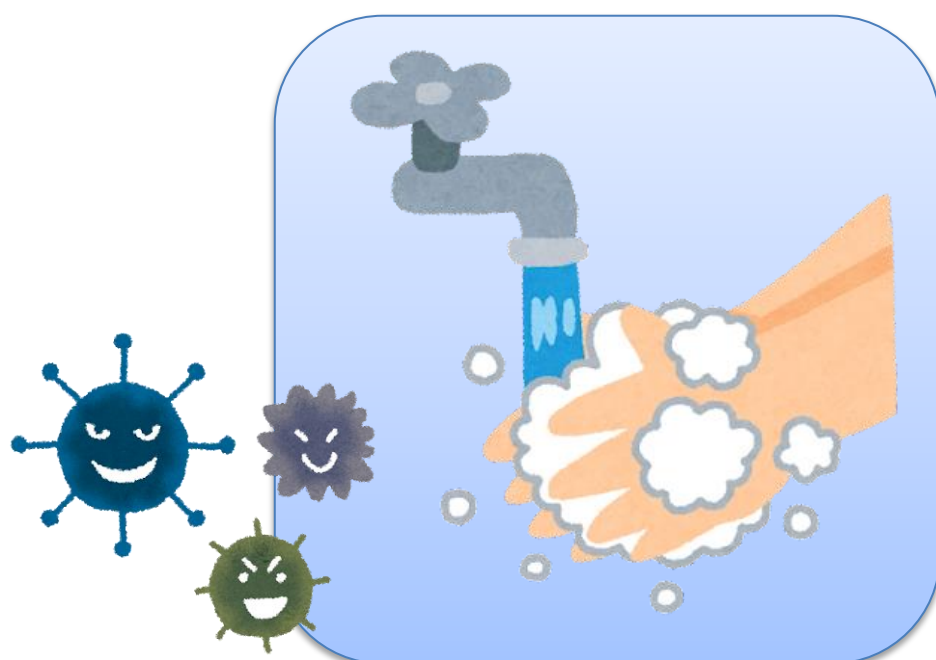


感染性胃腸炎（ノロウイルス）

対応マニュアル



船橋市教育委員会

平成26年4月作成

平成29年3月改訂

令和5年6月改訂

目 次

はじめに	2
1 ノロウイルスとは	3
2 嘔吐物・糞便の処理	6
資料1 (例) 教室等で嘔吐した場合	8
資料2 教室やランチルームで嘔吐した場合の 給食用食器の取り扱いについて	9
資料3 手洗いについて	10
3 連絡体制 (集団で発生した場合)	
<学校>	11
参考・・・<全体の連絡体制図>	12
4 学校施設としての感染対策について (報告)	13
別紙1 「感染症 (疑い) 発生連絡票」	14
別紙2 「発生状況報告用紙 学校用 (児童・生徒)」	15
別紙3 「発生状況報告用紙 学校用 (職員)」	16
参考資料1 校内施設の消毒点検表	17
参考資料2 感染性胃腸炎発生状況報告とお願い	18
参考資料3 胃腸炎症状による学級閉鎖のお知らせ	19
参考資料4 ご協力のお願 (汚れた衣類の返却)	20

調理従事者に感染性胃腸炎 (ノロウイルス) が発生した場合の対応

1 学校給食衛生管理の基準 (平成21年4月 文部科学省) より	21
2 感染性胃腸炎 (ノロウイルス) の疑いが発生した場合の対応	
①本人に下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状がある	22
②同居家族、同一職場の調理従事者がノロウイルスにより発症した場合	23
3 調理従事者が感染性胃腸炎 (ノロウイルス) を発症した場合の 連絡体制対応	24
・学校給食施設における感染症・食中毒症状発生の報告 (第1報)	25
・感染症・食中毒症状発生の報告 (第2報)	26

【はじめに】

感染性胃腸炎とは、多種多様な病原体が関与する症候群であり、サーベイランスのための疾患概念です。

過去のサーベイランスのデータからは、ウイルス性（特にノロウイルス）による流行が、冬季を中心に乳幼児や高齢者の間で多発し、その後ロタウイルスを原因とするものが春先に発生し、夏季の胃腸炎については、食中毒をはじめとする細菌性のものが原因になっていると推定されています。通年での感染性胃腸炎の報告数は、ノロウイルスによるものが多くを占めていると考えられています。他にもサポウイルス、アデノウイルス、アストロウイルス等、下痢を引き起こすウイルスがありますが、ノロウイルスと同様の対策をとることで感染拡大を防止することができます。

ノロウイルスによる胃腸炎の症状は比較的軽く、通常は2、3日で回復しますが、感染力が非常に強く少量のウイルスを経口摂取することで発病します。近年、感染症、食中毒ともに発生が増加しており、学校等集団生活を行う施設では、おう吐物等の不十分な処理、職員による給食配膳作業時等における手洗いの不備等から、感染症や食中毒が発生し、二次感染により被害が拡大するという事例も起きています。

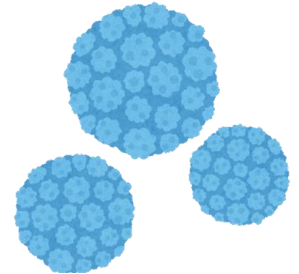
日常から利用者の健康状態を観察し、ベースラインを把握することで、発症者が平常時より増加していることに気づくことができ、さらに集団発生を疑うことができます。集団生活を行う学校においては、発症者を早期に把握し、感染経路を遮断する適切な感染拡大防止策を迅速かつ確実に実践することが重要です。

本マニュアルは、学校での感染性胃腸炎発生時に、迅速かつ確実な感染拡大防止策を講じることを目指しています。

1 ノロウイルスとは

★感染するとどうなるの？

- 潜伏期間 24～48時間
- 主症状 下痢・吐き気・嘔吐・腹痛・発熱等(38℃前後)
通常は3日以内に回復します。
- 持続性 ウイルスは症状が回復しても1～4週間程度
糞便中に排泄され続けます。
また、感染しても症状が出ない人もいますが、
糞便にはウイルスが排泄されています。



★どうやって感染するの？

○経口感染

- *ウイルスに汚染された食品(二枚貝)などを介して感染
- *ウイルスに感染した人が調理などで汚染させた食品を介して感染

○飛沫感染

- *ウイルスを含んだ吐物や糞便が飛び散った飛沫を吸い込んで感染
- *吐物や糞便の処理(始末)の際に発生した飛沫を吸い込んで感染

○接触感染

- *感染した人の吐物や糞便に直接接触し、手指を介して口に入り感染
- *患者が触れたドアノブ、衣服、器具類などに手指が接触し口に入り感染



★感染の特徴

- 少量で感染し(10～100個)、発症率が高い。
- ウイルスは乾燥すると容易に空中に漂い、これが口に入って感染します。
- 長期間にわたる免疫が獲得できないため、繰り返し感染・発症します。
- 感染者すべてが発症するわけではありません。

★おもな感染源

- カキなどの二枚貝(加熱が不十分なもの)
- ウイルスに汚染された食品や水
- 患者の嘔吐物・糞便
- ※ 処理をする職員自身が感染するリスクがあり、周囲の環境を病原体で汚染する可能性があります。



★予防のポイント…手洗いについてはPIOを参照。

強い水圧の流水と石けんによる確実な手洗いで、付着したウイルスのほとんどが除去できます。石けん自体にはウイルスを死滅させる効果はありませんが、手の脂肪などの汚れを落とすことでウイルスを落とす効果があります。

- ✓ 食事の前やトイレの後には、必ず手を洗う。
- ✓ 下痢や嘔吐などの症状がある人は、食品を直接取り扱う作業をしない(給食当番など)。
- ✓ 症状が治まった人も、1週間程度は、食品を直接取り扱う作業はしない。
- ✓ 加熱が必要な食品は、中心部までしっかり加熱する(調理実習など)。
- ✓ 保護者に家庭での手洗い等予防方法を周知する。



★流行期の集団感染

ノロウイルスは通年感染する可能性がありますが、特に流行期には注意が必要です。

- ノロウイルス流行期(主に10月から2月にかけて)には、児童・生徒、及び職員の健康観察に注意し、下痢・嘔吐などの症状の有無を早期に発見できるようにします。
- 流行期には、集団での活動に注意して、感染拡大を防ぐことも大切です。

★消毒液(次亜塩素酸ナトリウムの希釈液)について

ノロウイルスに対して有効な消毒薬は、次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)です。市販されている次亜塩素酸ナトリウムの塩素濃度は、約5%のものが一般的です。

用途について

◆嘔吐物や糞便で汚染された場所・物に対しては0.1%の濃度のものを使用します。

■その他の場所・物に対しては0.02%の濃度のものを使用します。

作り方について

(例)原液濃度5%のものを使用し、ペットボトル・キャップを使った消毒液の薄め方

◆0.1%…原液40mlに水を加え合計2ℓにする。キャップ9杯。

(消毒効果減少による影響を考慮し、1杯分余裕を持たせ「9杯」としてしています。)

■0.02%…原液8mlに水を加え合計2ℓにする。キャップ2杯。

※キャップ1杯の容量は概ね5mlです。

保存について

○冷暗所(遮光する場所)にて3ヶ月程度の保存は可能です。作成日を明記して、汚染物処理に必要な物品とセットで所定の位置に準備をしておきましょう。

消

毒

液

0.1%

月 日作成

消

毒

液

0.02%

月 日作成

2 嘔吐物・糞便の処理

【感染経路について】

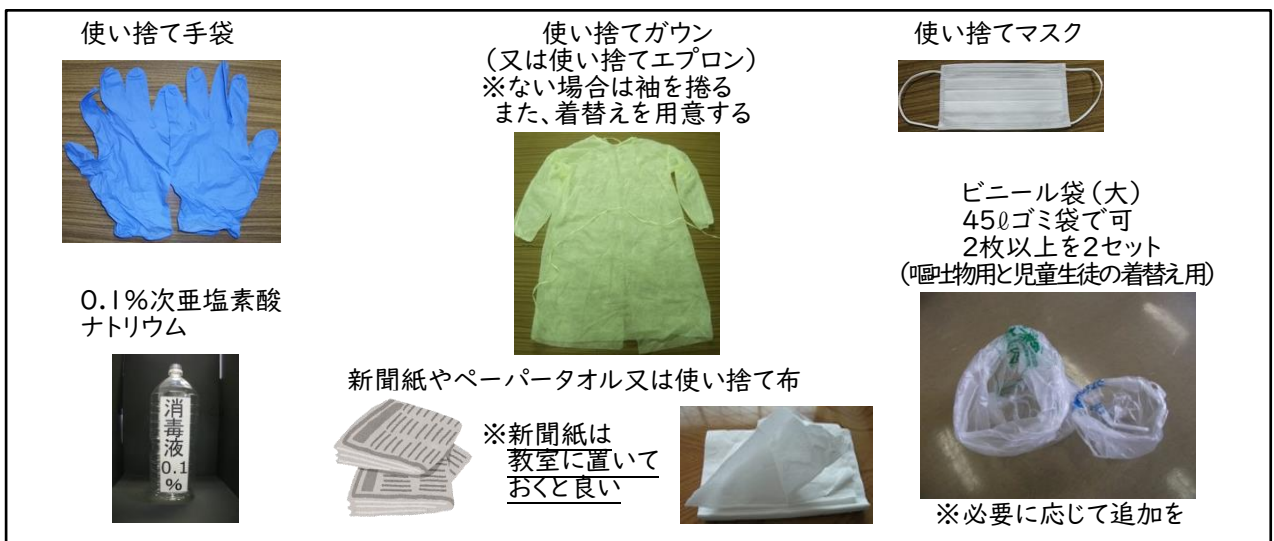
嘔吐・下痢がある場合、ノロウイルスをはじめとする感染性胃腸炎が疑われます。したがって、嘔吐物や糞便を処理することで職員自身が感染するリスクがあり、又周囲の環境を病原体で汚染する可能性があります。処理にあたり、職員は二次感染を受けないよう十分に注意するとともに、周囲への汚染拡大を防ぐため迅速、確実にを行うことが必要です。

【対応】

- 汚染物の処理に必要な物品は、所定の場所にそろえておきます。
- 汚染物処理をする職員は、感染しないよう必要な準備をして作業を行います。
- 汚染を広げないよう、作業後の片づけまで手順に従って正確に行います。
- 調理に従事する職員は処理を行いません。
- 日頃から訓練を実施する等、処理を担当する職員全員が同じように適正な処理を行えるようにしておくことも重要です。

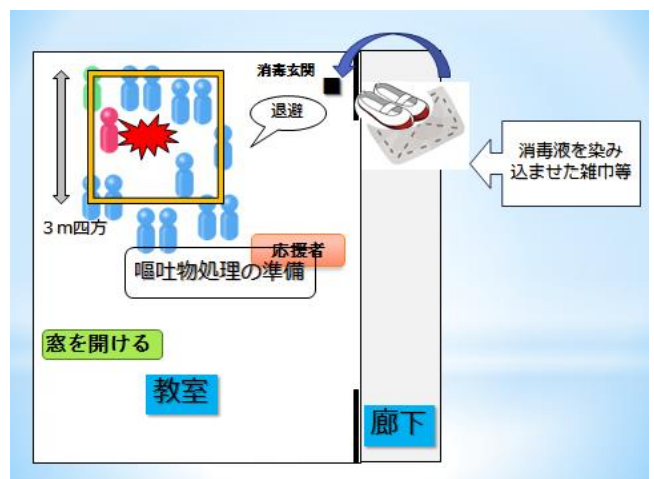
<<嘔吐物・糞便処理の手順>>

○ 必要物品(例)・・・セットにして所定の場所に備えておきましょう。



○ 消毒玄関で感染拡大を防ぎましょう

- ① 消毒液を染み込ませた雑巾等で **消毒玄関** を作る。
- ② 他の児童生徒を **消毒玄関** を通って退避させる。
- ③ 退避後、うがい、手洗いをさせる。
- ④ 処理する職員以外は近づかない。



【嘔吐物等の処理】

- ①新聞紙やペーパータオル等で嘔吐物を覆う。
- ②窓を開け換気をする。
- ③他の児童生徒は、消毒玄関から退避させる。

<注意事項>

学校の教室内で嘔吐した場合は、できるだけ拡散しないように、廊下側の窓は開けないようにした方が良い。



- ④処理する職員は使い捨て手袋とマスク、ガウン(エプロン)を着用する。ガウン(エプロン)がない場合は、着替えを用意する。また、袖口をできるだけ捲る。



- ⑤大きめのビニール袋の口を、外側に丸めて、嘔吐物処理用と、児童生徒の着替え用に2枚以上を2セット用意する。
※必要に応じて追加する。



- ⑥0.1%次亜塩素酸ナトリウムを浸した新聞紙やペーパータオル等で嘔吐物を覆う。



- ⑦外側から内側に向けて、囲うようにして拭き取る。残りの嘔吐物は別の新聞紙やペーパータオル等で、可能な限り拭き取る。



- ⑧新聞紙やペーパータオル等はビニール袋(内袋)に入れて処分する。ビニール袋に0.1%次亜塩素酸ナトリウムをしみ込ませる程度にかけて消毒する。



- ⑨嘔吐物が付着していた床とその周囲(半径2m以上)を、0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませた新聞紙やペーパータオル等で覆うか、浸すように拭く。



- ⑩新しい新聞紙やペーパータオル等に0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませ、その上を踏む等して、嘔吐物処理をした人の履物の裏側を消毒する。



- ⑪拭き取って10分程度たったら水拭きする。



- ⑫処理後は手袋、ガウン、マスクの順に外し、拭き取った新聞紙やペーパータオル等と同様に、ビニール袋(内袋)に密封して捨てる。



- ⑬密封したビニール袋(内袋)は、もう一枚のビニール袋(外袋)に入れ、二重に密封する。



- ⑭手洗い・うがいをする。

- ⑮処理後も換気を十分にする。

(例) 教室等で嘔吐した場合

排泄物・嘔吐物の処置は、迅速、確実に実施する。
処理をする人はできるだけ一人で。処理する人以外は、嘔吐物に近づかない!

【現場の職員】(処理担当)

【応援の職員】(退避担当)

- ・新聞紙やペーパータオル等で嘔吐物を覆う。(飛散させない)
教室にない場合は、セットの到着後行う。
- ・窓を開け換気をし、嘔吐物から他の児童生徒を遠ざける。
(なるべく風上に移動させる)
- ・嘔吐物より一番遠い児童生徒に応援職員を呼んでもらう。
- ・感染拡大を防ぐため、本人は移動させない。
(再度の嘔吐の有無を確認し、袋を持たせる)

- ・連絡を受けた職員は、「汚染物処理セット一式」を用意して、現場に向かう。
- ↓
- ・セットを処理担当へ渡す。

- 「処理の準備」**
- ・使い捨て手袋、マスク、ガウン(エプロン)などの身支度を
する。
 - ※ガウン(エプロン)がない場合は、着替えを用意する。
また、袖口をできるだけ捲る。
 - ・消毒液(0.1%)を用意する。
(作り置きで準備しておくとい)
 - ・大きめのビニール袋の口を外側に丸めて、嘔吐物処理用と
児童生徒の着替え用に2枚以上2セット用意する。

- 「消毒玄関作成、
他の児童生徒の退避」**
- ・出口付近に消毒薬をしみ込ませた
雑巾などを置き、「消毒玄関」を作る。
 - ・他の児童生徒は、この消毒玄関を
通って退避させ、手洗い・うがいを
させる。
 - ・その後は近づかせない。

- 「嘔吐した児童生徒・嘔吐物の処理」**
- ①嘔吐物を覆う新聞紙に消毒液をかけて染み込ませる。
 - ②嘔吐した児童生徒の衣類等が汚れていたら、水道で流さず
ティッシュなどで拭き取る。その後、着替えさせる。
※汚れた物は、学校では洗わず、ビニール袋に入れて自宅に持
ち帰らせる。2つで二重に密閉する。
P20「参考資料4」にて連絡 **消毒玄関より退避**
 - ③拭き取りに使ったティッシュ、嘔吐物は、1つ目のビニール袋
に入れる。また、嘔吐物を覆う新聞紙は、外側から内側に向け
て囲うようにして拭き取る。残りの嘔吐物は、別の新聞紙等で
可能な限り拭き取り、1つ目のビニール袋に
入れ消毒液を染み込ませる。
 - ④嘔吐物が付着していた床とその周囲(半径2m以上)を、消
毒液を染み込ませた新聞紙やペーパータオルで覆うか、
浸すように拭く。⇒拭き取って10分程度たったら水拭き。
 - ⑤新しい新聞紙に消毒液を染み込ませ、嘔吐物を処理した人
の履物の裏側を消毒する。⇒同じく水拭き。
 - ⑥処理後は、手袋、ガウン、マスクの順に外し、拭き取った
新聞紙等と同様にビニール袋に密封する。さらに、もう一つの
ビニール袋にいれ、二重に密封する。

- 「着替え後の児童担当」**
- ①該当児童生徒の着替えが終わっ
たら、**消毒玄関**より退避させ、手
洗い・うがいをさせる。
 - ②職員も手洗い・うがいを
行う。
 - ③該当児童生徒を保健室等へ移
動し、保護者へ連絡をする。
・電話連絡で状況を説明し、早退さ
せる。その際に、受診をすすめる。
また、汚れた衣服の処理を依頼
する。
※感染拡大を防ぐため、学校では
洗濯せず、持ち帰らせることを伝
え、処理の仕方も説明すると良
い。
 - ④引き渡しまでの対応を行う。
※保護者への連絡・引き渡しは、他
の職員となる場合も、学校で臨
機応変に。

ビニール袋に入れた嘔吐物等は、直接ゴミ置き場へ持って行く。

うがい手洗いをする。使用した流しと蛇口を消毒する。

処理後も換気を十分にする。

集団で発生した場合は、
P11の3連絡体制にて
対応する。

教室やランチルームで嘔吐した場合の給食用食器の取扱いについて

- ★嘔吐物は、給食室（調理場）に持ち込まない。
- ★調理場外で適切な方法で消毒した後、返却します。
- ★汚染されていない食器と一緒に返却してはいけません。
- ★消毒は、調理従事者ではない人が行います。

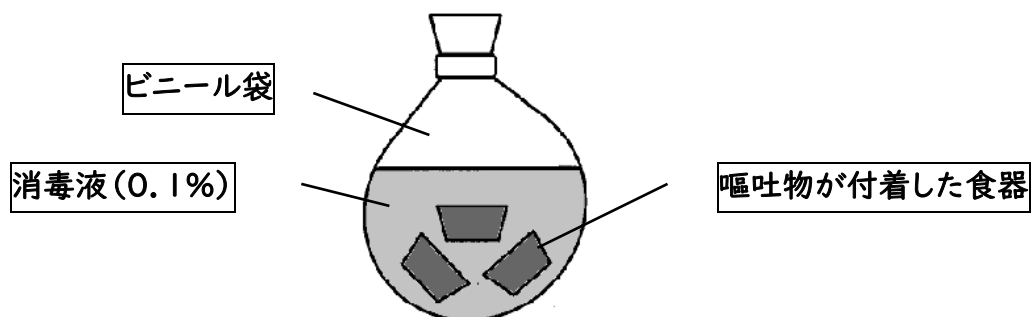
厳守

汚染源が調理場に入ると、食事を介して感染が拡大する危険性があります。汚染源を持ち込まないよう、調理に携わらない人が、調理場外で適切な方法で消毒をしてから調理場へ返却する、または汚染された食器は廃棄します。

必要物品（例）

- 使い捨て手袋 ●使い捨てガウンやエプロン ●使い捨てマスク
- 拭き取り用の布、ペーパータオル、新聞紙等、ティッシュペーパー
- ビニール袋2枚以上 ●専用バケツ ●消毒液（0.1%）
- その他必要な物品 ※セットにして所定の場所に備えておく。

- 1 使い捨ての手袋とマスク、使い捨てガウンやエプロンを着用し、窓を開け換気をする。
- 2 食器に付着した嘔吐物をペーパータオル等で拭き取る。
※ペーパータオル等の消毒方法については「嘔吐物・糞便の処理の手順」参照
- 3 ビニール袋に、汚染された食器が浸るよう消毒液（0.1%）を入れ、その中に食器等を漬け置きする。
- 4 5～10分放置した後、食器を袋から取り出し、調理場（給食室）に返却する。
- 5 消毒に使用した消毒液は汚物として処理し、ビニール袋は汚物として廃棄する。（流し等を使って消毒液を処理した場合は、その後消毒をする）



手洗いについて

<手洗い前の注意事項>

- 手洗い前のチェックポイント
 - ・爪は短く切っていますか？
 - ・時計や指輪を外していますか？
- 汚れが残りやすいところ
 - ・指先や爪の間、親指の周り
 - ・手首のしわ、手首、指の間



<手洗いのポイント>

- 石けんは、使用前に流水洗浄します。(菌をできるだけ落とします。)
- 強い水圧で、30秒以上流水洗浄します。

<流水による手洗いの手順>



①両手をぬらして、石けんをつけ、手のひらをよくこする。



②手の甲をのばすようにこする。手を組み替えて、両手を洗う。



③指先・爪の間を念入りにこする。手を組み替えて、両手を洗う。



④指の間を洗う。



⑤親指と手のひらをねじり洗う。手を組み替えて、両手を洗う。



⑥両手の手首も、忘れずに洗う。

※①～⑥までで、30秒以上が目安
(汚物処理後は①～⑥をもう一度繰り返す)

⑦強い水圧で、30秒以上洗い流す。

3 連絡体制（集団で発生した場合）

<学校>

- 嘔吐・下痢・発熱などの症状を訴え休んでいる児童、生徒、職員が多い。
- 出席している児童・生徒、職員の中に同様な症状を持つ者がいる。

◆保健体育課保健係に電話連絡（第一報）TEL 436-2874

P14 別紙1 「感染症（疑い）発生連絡票」の内容による

- 学年、クラス、症状、有症状者数等（クラス別発生状況の確認）
- 思い当たる事実について（数日前に嘔吐・下痢、会食等はなかったか 等）

■保健体育課より船橋市保健所へ報告

船橋市保健所より指示を受ける

■保健体育課より学校へ指示

船橋市保健所

感染症・・・健康危機対策課

食中毒・・・衛生指導課

※必要に応じて食中毒疫学調査（施設・給食検体等）検便等

<学校> ⇒関係各所へ連絡等

学校医へ相談
指示・指導

◆船橋市保健所より指示がなければ

⇒ 引続き児童・生徒、職員の健康状況把握

◆船橋市保健所の指示により報告等が必要な場合

⇒P15 別紙2「発生状況報告用紙 学校用（児童・生徒）」

※クラスごとに作成します。

または、P16 別紙3「発生状況報告用紙 学校用（職員）」

FAXで報告（2か所）

- 保健体育課 436-2877
- 船橋市保健所（健康危機対策課）409-6301
- ※ 報告は、保健所の指示により終息するまで毎日。
（学校施設として感染拡大防止に努める必要がある）

保護者へ通知

P18 参考資料2

P19 参考資料3 参照

※通知文を保健体育課で確認する場合があります

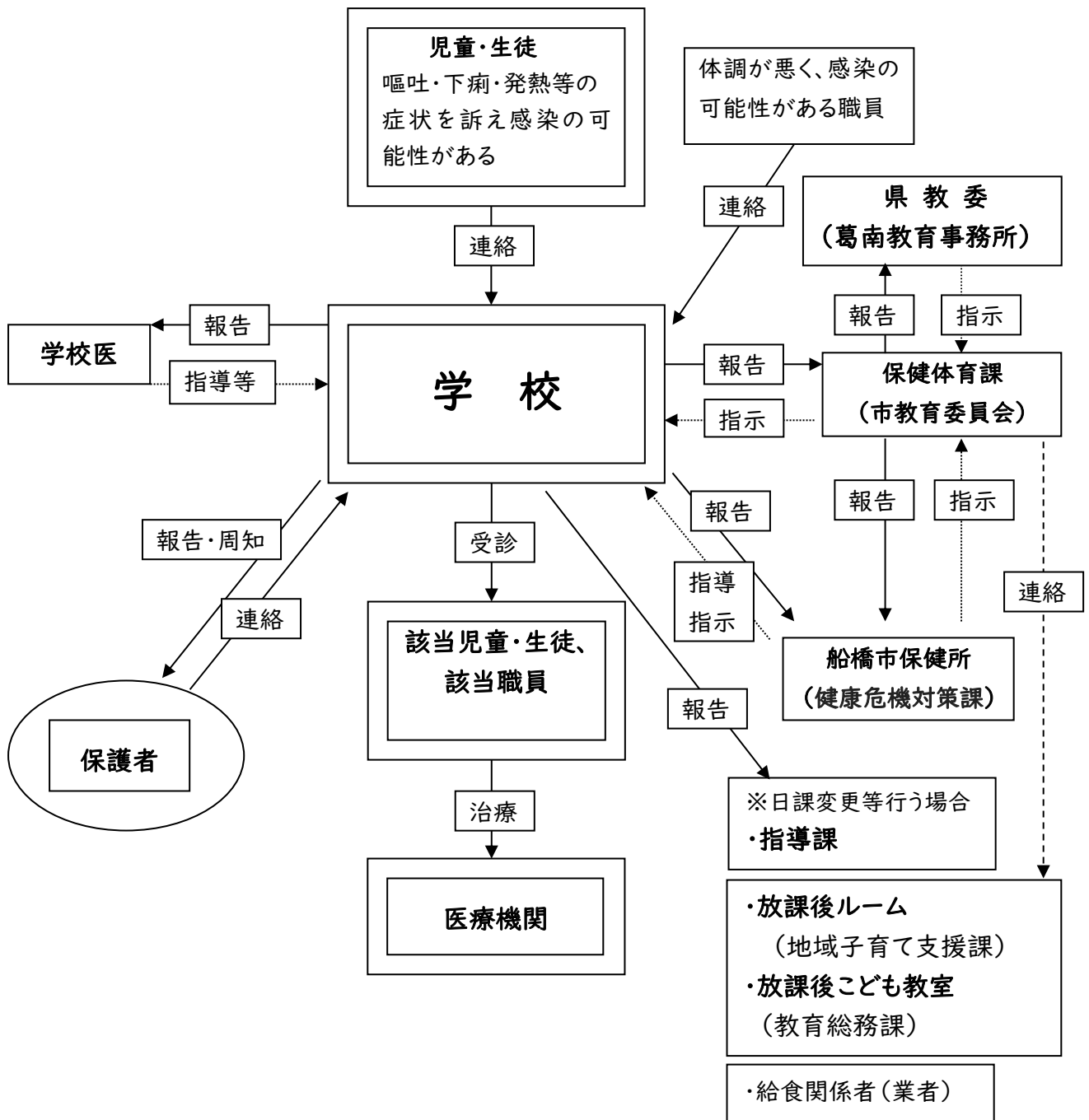
※日課変更等行う場合
・指導課

・放課後ルーム
（地域子育て支援課）
・放課後こども教室
（教育総務課）

・給食関係者（業者）

保健所の指示により終息宣言

参考…＜全体の連絡体制図＞



*マスコミへの対応(取材依頼等)
学校と市教委が協議し対応する。

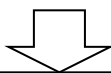
4 学校施設としての感染対策について(報告)

報告が必要です

- 児童・生徒が、下痢・嘔吐・発熱等の症状を訴え、その数が通常を上回る場合や校内感染の疑いがある場合。
- 調理従事者及び職員が、下痢・嘔吐・発熱等の症状を訴え、その者がノロウイルスをはじめとする感染症の疑いがある場合。

クラス別の発生状況の把握が大切です

- ※ 学校では、施設内での感染症の拡大防止(二次感染の防止)に努める必要があります。そのために、クラス別の発生状況を把握し、感染源はどこなのか、また、感染経路を断つために学級閉鎖や学年閉鎖を行うか等の対策を検討します。
- ※ 感染が拡大した場合、保護者への説明責任が必要となる場合もあります。

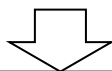


保健体育課に電話連絡(436-2874 保健係)後、必要に応じ、次の資料を報告する。

報告資料

- 1 P14 別紙1「感染性(疑い)発生連絡票)」
 - 2 P15 別紙2「発生状況報告用紙 学校用(児童・生徒)」
 - * 集団発生が起こった日の数日前からの欠席状況、症状の有無、受診状況、家庭内(兄弟姉妹等)における症状の有無を記載する。
 - 3 P16 別紙3「発生状況報告用紙 学校用(職員)」
 - * 集団発生が起こった日の数日前からの欠席状況、症状の有無、受診状況等を記載する。
 - 4 校内施設の配置図面(既存資料の写し)
 - * 全クラスの各教室、児童・生徒、職員の校舎内外の利用設備等の配置がわかり影響範囲を把握できるもの(例えば、症状のある児童・生徒、職員が使用したトイレ・手洗い場等)
- 提出先 保健体育課及び船橋市保健所にFAXで報告
FAX 保健体育課 436-2877
船橋市保健所 409-6301(健康危機対策課)

- 感染性胃腸炎による学級(年)閉鎖及び時差登下校を実施する場合。



保健体育課に電話連絡後、保護者あてお知らせ(P19 参考資料3参照)を、保健体育課(保健係)にFAX送信し確認する。(436-2877)

※保健所の指導により、準備が必要となる書類

- ・給食献立表等(発生探知日から2週間前からのもの)
- ・行事日程、内容(発生探知日から2週間前からのもの)
- ・職員の勤務表(発生探知日から2週間前のからのもの)

別紙I

学校⇒保健体育課提出用

保健体育課より、保健所へ報告

FAX 番号 (047) 409-6301

感染症(疑い)発生連絡票(第1報のみ使用)

報告日	年 月 日			時 分
学校名				
住所				
電話		FAX		
メールアドレス				
担当者名	(職種)			

	定員	報告日までの発症者数	受診者数	重症・入院者数
児童生徒数				
職員数				

推測される発症時期	年 月 日 時頃
発症者の主な症状	熱・吐き気・嘔吐・下痢・腹痛・咳・咽頭通・発疹 その他()
重症者	なし・あり(病状)
検査実施状況	
診断結果	
医療機関名	(医師名)

給食	なし・あり	施設内調理・施設外調理()
----	-------	----------------

その他連絡事項	
---------	--

発生状況報告用紙 学校用 船橋市保健所健康危機対策課 船橋市保健所健康危機対策課 学校用 発生状況報告用紙 学校用
 (児童・生徒) 年 組 (送付票は不要です) 船橋市保健所健康危機対策課 船橋市保健所健康危機対策課
 クラス名: *クラス毎に作成してください

この用紙にて11時までに報告ください

記入日時	月	日	時間

学校名

例	氏名	年齢	発症日	月日	11/16	11/17	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	受診日 診断等	備考 (兄弟等)
			時刻	曜日	金	土	日	月	土				
			11/16 13時	出欠 症状	早退 受診 下痢							11月16日 胃腸炎検査なし	〇〇クラスに姉
	氏名	年齢	発症日 時刻	月日 曜日	/	/	/	/	/	/	/	受診日 診断等	備考 (兄弟等)
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													

発生状況報告用紙 学校用 船橋市保健所健康危機対策課 FAX:047-409-6301 この用紙にて11時までに報告ください
 (送付票は不要です) 電話:047-409-3801

記入日時	月	日	時間	学校名

(職員)

*担当クラスを記載すれば、職員は一枚にまとめて構いません。

例	氏名	担当 クラス 職種	発症日 時刻 11月16日 13時	発症日 曜日 出欠 症状	11/16	11/17	11/18	11/19	月	日	時間	受診日 診断等 11月17日 胃腸炎	備考
					金	土	日	月					
	氏名	担当 クラス 職種	発症日 時刻	発症日 曜日	/	/	/	/	/	/	/	/	備考
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													

参考資料I

校内施設の消毒点検表

担当者 _____

月 日(曜日)	場 所	備 考
月 日()		
月 日()		
月 日()		
月 日()		
月 日()		
月 日()		

消毒は、児童・生徒・職員がよく手を触れる場所を重点に実施する。
(トイレのドアノブ、ペーパーホルダー、手洗い場の水道蛇口、教室のドア、机、いす、階段
の手摺り等)

令和 年 月 日

保護者様

_____ 学校

学校長 _____

感染性胃腸炎発生状況報告とお願い

令和 年 月 日()から、児童・生徒〇〇名が下痢・おう吐等の胃腸症状で欠席しております。

このような症状がみられたら、感染性胃腸炎の可能性があるので、まず、休んで受診をしてください。

受診の際は、学校で流行していることを伝えてください。受診の結果は必ずお知らせください。

脱水症状に注意し、投薬など治療については医師の指示を受けてください。

- ① 最近、心当たりの症状があった場合も、必ずその旨を学校に連絡してください。
- ② 家庭での感染を防ぐため、ご家族全員で健康管理に努め、特に手洗いやうがい、嘔吐物や便の処理は注意して行ってください。

学校では、教育委員会保健体育課及び船橋市保健所にも相談しながら対応しています。ご不明の点がありましたらお申し出ください。

連絡先 _____ 学校

電話 _____

〇年〇組 保護者様

_____ 学校

学校長 _____

胃腸炎症状による学級閉鎖のお知らせ

本日〇年〇組では、胃腸炎症状による欠席が〇名と多く、感染拡大が懸念されますので、下記のとおり学級閉鎖を行います。

保護者の皆様にはお子様の健康管理について十分ご配慮くださいますようお願いいたします。

記

1 閉鎖期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 予防や対策について

- (1) 朝の健康観察をしっかり行い、感染性胃腸炎が疑われる症状のときは、病院を受診してください。感染性胃腸炎と診断された場合には、学校にご連絡をお願いいたします。登校の際には、医師の指示に従ってください。
- (2) 手洗いを十分に行ってください。特に、食事の前、調理の前、トイレのあとは、必ず石けんで手を洗いましょう。
- (3) 嘔吐物や便を処理するときは、使い捨て手袋、マスク、エプロンを着用し、処理後は、石けんで十分に手を洗いましょう。消毒は、塩素系消毒液が有効です。

令和 年 月 日

保護者様

_____学校
学校長 _____

ご協力のお願い(汚れた衣類の返却)

学校は児童・生徒が集団生活しています。今回、感染症が考えられたため、汚れた衣服をそのままお返しします。

ご家庭で下記により洗濯していただきますようご協力をお願い致します。

記

- 1 ゴム手袋(使い捨て)をして嘔吐物は取り除く。嘔吐物はビニール袋に入れて縛り、可燃ゴミとする。(ビニール袋を二重にして回収時の2次感染の無いよう配慮してください)
- 2 衣類は、塩素系消毒液(5~6%次亜塩素酸ナトリウム液を2Lのペットボトル1本の水に40mL=ペットボトルのキャップ8杯)に30分~60分間浸す。(色柄のものは色落ちすることがあります)
* 色落ちする衣類は、85℃の熱湯で1分以上になるように熱湯消毒する。(ノロウイルスの場合85℃の熱湯1分で死滅します)
- 3 消毒後、他のものと分けて最後に洗濯する。

学校給食従事者*が感染性胃腸炎(ノロウイルス)を 発症した場合の対応(疑いを含む)

※ 学校給食従事者…栄養教諭・学校栄養職員(以下栄養士)および調理員

I 「学校給食衛生管理の基準(平成21年4月 文部科学省)」より

第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準

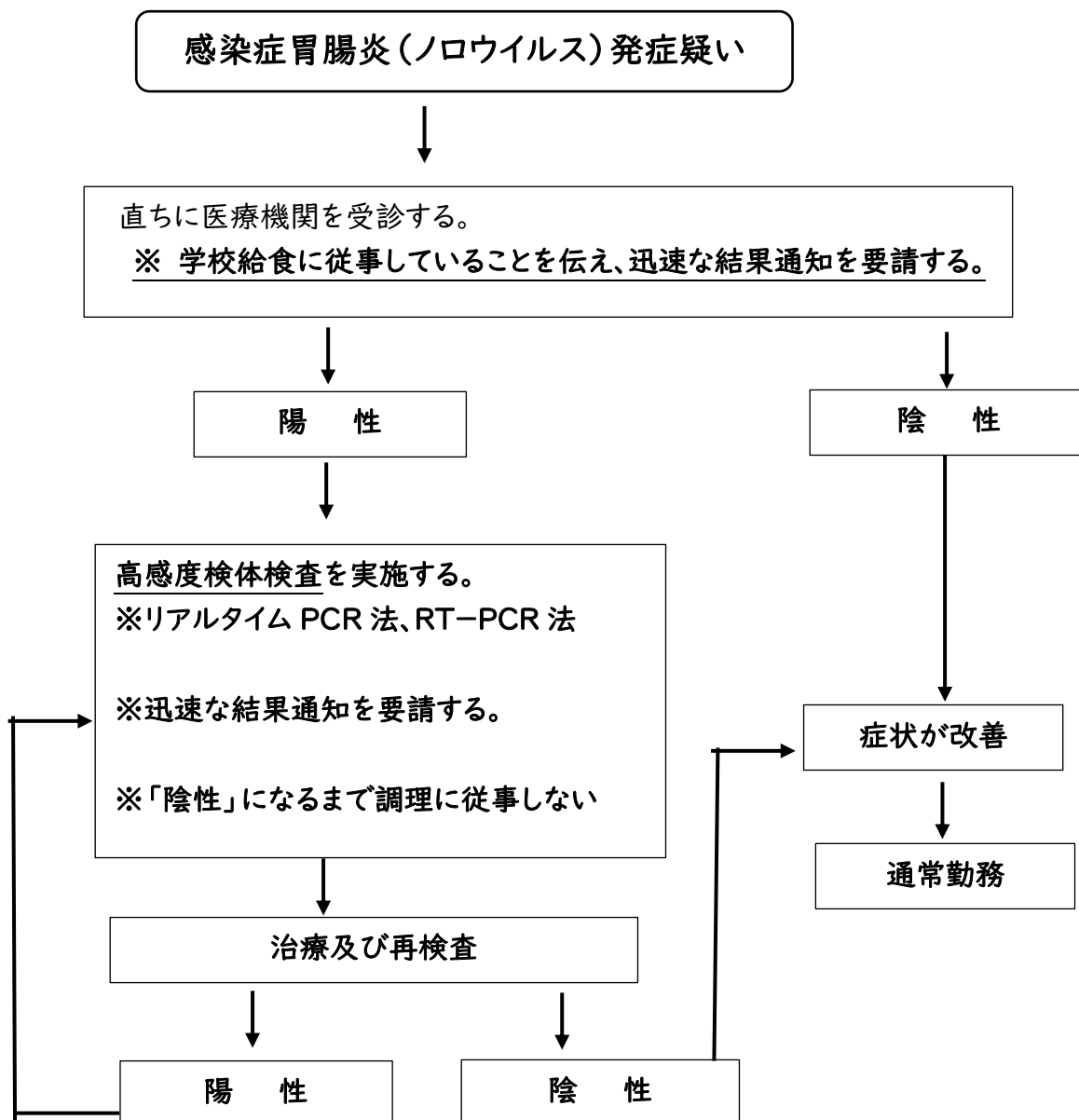
(3) 学校給食従事者の健康管理

三 学校給食従事者の下痢、発熱、腹痛、嘔吐、化膿性疾患及び手指等の外傷等の有無等健康状態を、毎日、個人ごとに把握するとともに、本人若しくは同居人に、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律百十四号。以下「感染症予防法」という。)に規定する感染症又はその疑いがあるかどうか毎日点検し、これらを記録すること。また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐をしており、感染症予防法に規定する感染症又はその疑いがある場合には、医療機関に受診させ感染性疾患の有無を確認し、その指示を励行させること …(後略)

四 ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された学校給食従事者は、高感度の検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接接触する調理作業を控えさせるなど適切な処置をとること。また、ノロウイルスにより発症した学校給食従事者と一緒に食事を喫食する、又は、ノロウイルスによる発症者が家族にいるなど、同一の感染機会があった可能性がある調理従事者について速やかに高感度の検便検査を実施し、検査の結果ノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じるよう努めること。

2 感染性胃腸炎(ノロウイルス)を発症した場合の対応

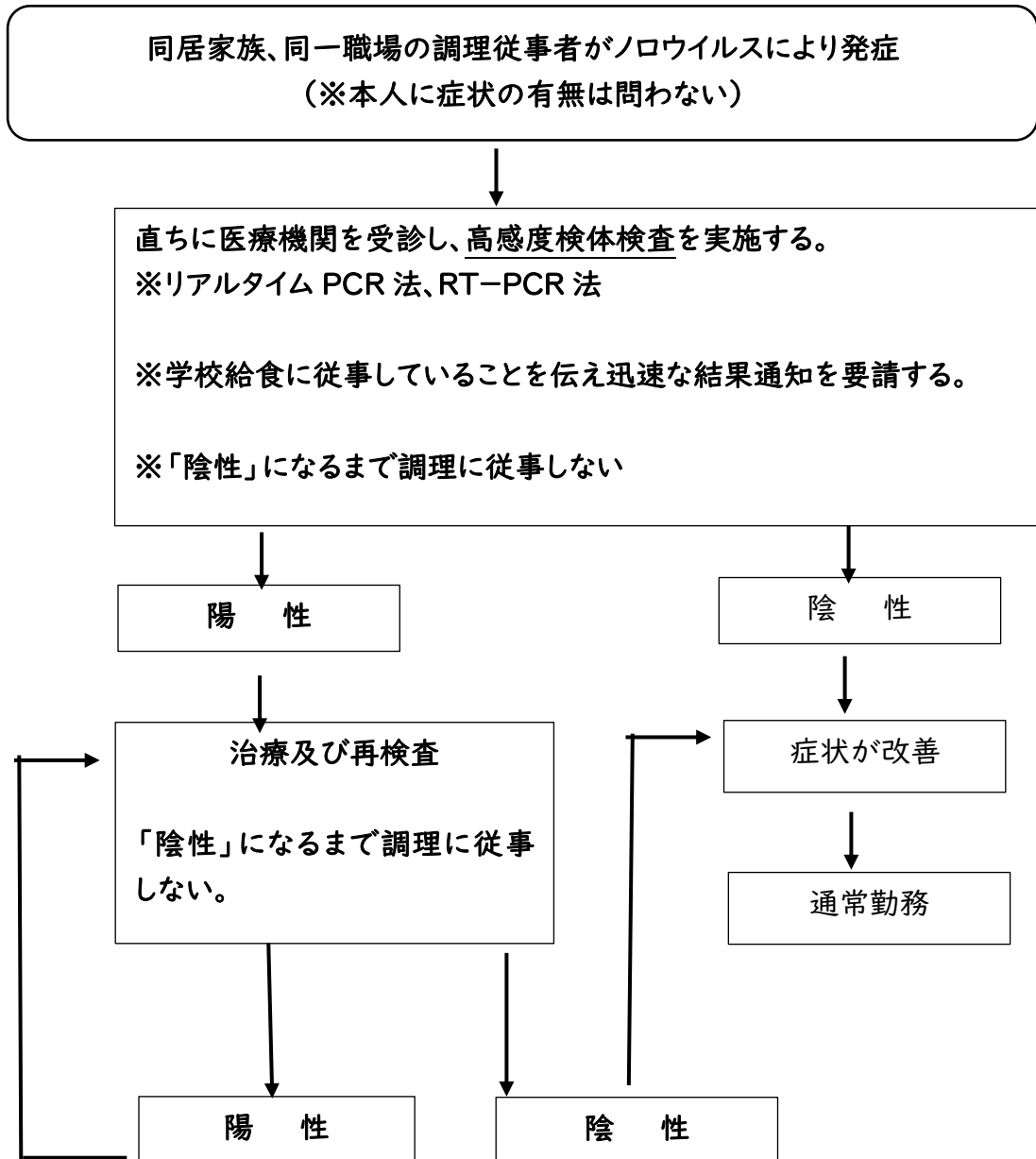
- ① 本人に下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状がある。



【注】症状のある学校給食従事者は調理場に立入らせないこと!

※ 栄養士及び市調理員の検査に係る費用はすべて自己負担とする。

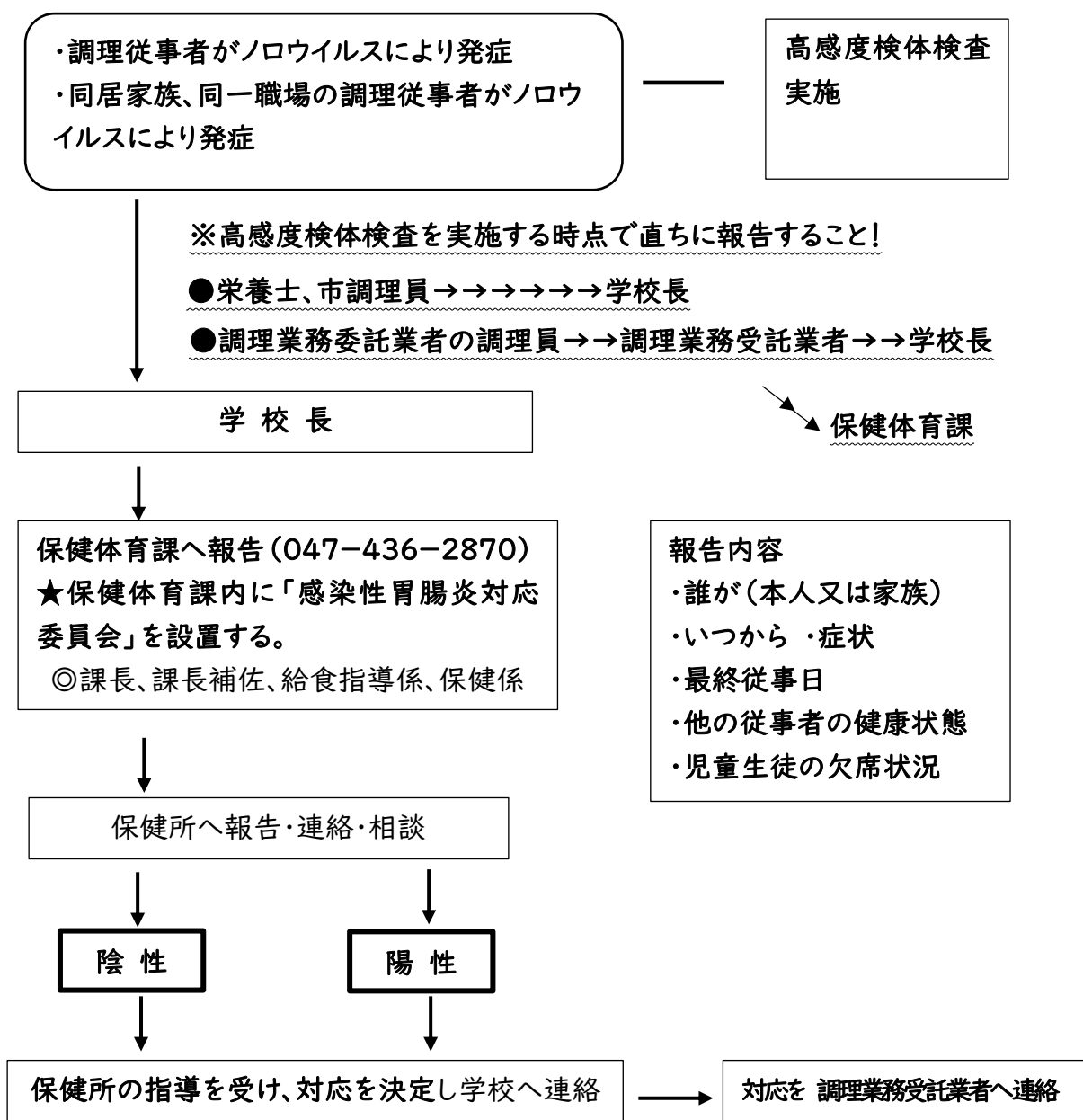
② 同居家族、同一職場の調理従事者がノロウイルスにより発症した場合
(※本人に症状の有無は問わない。)



【注】症状のある学校給食従事者は調理場に立入らせないこと!

※ 栄養士及び市調理員の検査に係る費用はすべて自己負担とする。

3 給食従事者が感染性胃腸炎（ノロウイルス）を発症した場合の連絡体制



【※重要】「給食中止」後の再開に当たっては施設・器具類の消毒を行う

学校給食施設における感染症・食中毒症状発生の報告(第1報)

※ 学校からの聞き取り及び保健所への報告の際に使用する。

	受付						
報告日時	令和	年	月	日	曜日	時	分
学校名	船橋市立 学校						
報告者	職名	氏名					
調理 業務	<input type="checkbox"/> 直営						
	<input type="checkbox"/> 委託	会社名					

発症者 ※疑いを含む	氏名	症状の有無 <input type="checkbox"/> 有症状: <input type="checkbox"/> なし					
発症日	令和	年	月	日	曜日		
最終 勤務日	令和	年	月	日	曜日		
検査 実施日	令和	年	月	日	曜日		
状 況	・誰が(本人又は家族)・他の従事者の健康状態、児童生徒の欠席状況 等						

3 報告・連絡状況

保健所	担当者名: 指導内容:
学 校	
受託業者	

感染症・食中毒症状発生の報告(第2報)

年 月 日() 時 分 報告

報告者 校長・教頭() TEL(-)
会社名()
氏 名()

1 学校名 _____ 小・中

2 発症者氏名 (1) _____ 本人・家族 ()

(2) _____ 本人・家族 ()

(3) _____ 本人・家族 ()

3 検査結果 (1) 陰性 陽性 →陰性になるまで調理業務に従事できない

(2) 陰性 陽性 →陰性になるまで調理業務に従事できない

(3) 陰性 陽性 →陰性になるまで調理業務に従事できない

4 保健所に報告

保健所担当者氏名 _____

5 保健所の指導内容

--

6 今後の対応について

給食実施

給食停止

<停止理由>

--

【参考文献】

- 1 学校給食衛生管理基準の解説 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 2 学校給食における食中毒防止Q&A 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 3 感染性胃腸炎(ノロウイルス)対応マニュアル 世田谷区教育委員会
- 4 米子市学校給食における食中毒(主にノロウイルス)発生疑い時の対応マニュアル
米子市教育委員会
- 5 ノロウイルスによる感染性胃腸炎に注意 船橋市保健所
- 6 船橋市感染性胃腸炎発生時対応マニュアル 船橋市保健所
- 7 嘔吐物の処理 千葉県養護教諭会 調査研究委員会

感染性胃腸炎（ノロウイルス）対応マニュアル

平成26年4月 発行

平成29年3月 改訂

令和 5年6月 改訂

発行 船橋市教育委員会 学校教育部 保健体育課

監修 船橋市学校安全対策委員会

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

TEL 047-436-2870 FAX 047-436-2877